

○大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第 1 条 大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「道運法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、大島町内における需要に応じたバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため設置する。 第 2 条～第 7 条 （略） （運賃協議分科会） 第 8 条 協議会は、道運法第 9 条第 4 項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。 2 分科会の委員は、第 3 条第 1 項各号に掲げる委員のうち、同項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 8 号に掲げるものからそれぞれ 1 名以上を選出するものとする。 3 分科会は会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長を務める。 4 分科会は、委員の全員が出席しなければ開催することができない。 5 分科会の委員が分科会に出席できないときは、あらかじめ通知された事	（目的） 第 1 条 大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「活性化法」という。）の規定に基づき、大島町内における需要に応じたバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため設置する。 第 2 条～第 7 条 （略） （新設）

項について書面をもって表決し、又は会長を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については出席したもののみなす。 6 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 7 分科会は、非公開とする。 (協議結果の尊重義務) <u>第 9 条</u> 協議会において協議が調った事項について、協議会の委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (事務局) <u>第 10 条</u> 協議会の事務を処理するために協議会に事務局を置く。 2 事務局は大島町政策推進課に置く。 (経費) <u>第 11 条</u> 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 2 予算及び決算は、協議会において決定する。 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 4 前 3 項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置) <u>第 12 条</u> 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (その他) <u>第 13 条</u> この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。	(協議結果の尊重義務) <u>第 8 条</u> 協議会において協議が調った事項について、協議会の委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (事務局) <u>第 9 条</u> 協議会の事務を処理するために協議会に事務局を置く。 2 事務局は大島町政策推進課に置く。 (経費) <u>第 10 条</u> 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 2 予算及び決算は、協議会において決定する。 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 4 前 3 項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置) <u>第 11 条</u> 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (その他) <u>第 12 条</u> この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
--	--